

空港振興事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

空港振興事業委託業務

(2) 業務の目的

高知龍馬空港を発着する航空路線の利用促進及び空港業務（グランドハンドリング及び保安検査）に従事する人材の確保を図る。

(3) 業務内容

別途定める「空港振興事業委託業務プロポーザル仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月14日まで

2 見積限度額

13,820千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

高知龍馬空港利用促進事業の上限額は、7,400千円（国内線の利用促進：3,700千円、国際線の利用促進：3,700千円）、高知龍馬空港人材確保事業の上限額は6,420千円とする。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「空港振興事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県航空利用促進協議会（以下「当協議会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（土日祝日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協議会と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和7年3月24日（月）午後5時（必着）までに別紙様式1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式2-1）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2-1	参加申込書	A4縦	1部
2-2	法人の概要書	A4縦	1部
-	都道府県税全てにかかる納税証明書	-	1部
-	消費税および地方消費税の納税証明書	-	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県航空利用促進協議会 空港振興事業委託業務事務局
（高知県総合企画部交通運輸政策課内）TEL 088-823-9341

(2) 資格要件の確認

事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。
申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年3月26日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により、事務局に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 事務局は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(土日祝日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和7年4月中旬までに、全ての参加者に文書で通知します。

11 日程

令和7年3月24日(月)	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年4月3日(木)	企画提案書の提出締切り
令和7年4月上旬	審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年4月中旬	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(事務局内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、情報の開示請求があった場合に原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示としますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参

考に、事務局が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県航空利用促進協議会 空港振興事業委託業務事務局

(高知県総合企画部交通運輸政策課内)

担当者 中山、中村、岡本

T E L 088-823-9341 F A X 088-823-9526

E-mail 080801@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 当協議会事務局員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の当協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。
- (4) 当協議会の総会において予算案が承認されなかった場合、または高知県議会2月定例会において令和7年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。